



# 豪州の検疫・通関事情

## 第6回 「通関制度～日本との比較」

オーストラリア日本通運

古江 忠博

今回は、具体的な税関への申告手続きについて、理解を深めていただく一助となるよう、日本との比較を交えながら説明したいと思います。

※ ※ ※

前回説明したとおり、基本的にすべての輸入申告はICS(Integrated Cargo System)と呼ばれる統合貨物システムにより処理されます。決済建値・課税価額・原産地・税表分類番号・ABN(豪州事業番号)・商品説明といった必須事項を入力、電子データを送信することで、輸入申告は完了します。多くの通関業者は、自社業務システムとICSとを接続仲業者経由でつないでおり、自社業務システムに登録した申告情報がそのままICSに送信されます。EDIでの接続がなされていない場合は、「DIGITAL CERTIFICATE」という電子証明を購入すれば、インターネット経由でのアクセスが可能です。また、個人で輸入申告を行う場合は、税関書式B 650(輸入申告書)を記載し、税関に提出するオプションもあり、この場合は、税関がICSへの代行入力を行います。

※ ※ ※

日本との違いは、ICSへの申告後、税関に申告書の控えとインボイスなどの書類を提出する必要がないことです。ただし、当然、申告書類は保管義務があり、税関による事後審査が行われる場合は、すべての書類を取り揃えて提示する必要があります。また、関税額について、日本では輸入者または通関業者が計算して納税額を申告しますが、豪州の場合は、申告した税表分類番号に基づく関税率により、ICSが自動計算を行います。

簡易通関制度では、日本のCIF 20万1,000円未満に対して、FOB 1,000豪ドル以下の貨物が対象となり、SAC(Self Assessed Clearance)と呼ばれる申告入力を行います。SAC貨物については、酒・タバコを除き、関税・消費税(GST)は免除されます。ちなみに、決済通貨から豪ドルへの換算は、輸出日のレートが適用されます。SACは申告データの電子送信のみが認められていますので、輸入申

告書(B 650)の提出によるマニュアル申告はできません。

※ ※ ※

ICSへの申告が完了すると、即時許可もしくは貨物検査のいずれかに分類された審査区分が税関より返信されます。申告書類の提出義務がありませんので、日本で言うところの書類審査区分は存在しませんが、必要に応じて商品説明が求められます。関税局では、ICSへの直接電子申告を優先し、すべての検査要件を満たしていることを前提に、関税などの支払い後30分以内に許可とすることを目標としています。一方で、マニュアル申告の場合は、申告書を提出した翌執務日中に輸入許可となるか、追加情報が要求されるか、あるいは検査扱いとなるかの区分が通知されることになっています。

検査区分となった場合は、貨物を蔵置している保税上屋に税関吏が出向き、現物の検査が行われます。場合によっては、X線装置を搭載した専用車両での検査も行われます。検査を受けるには事前の予約が必要で、輸入許可を得るまで数日間を要する場合があります。

※ ※ ※

豪州の通関制度で日本と最も大きな相違点は、「Import Processing Charges」という税関システムの運用費用を輸入者に負担させることです。当該費用は、海・空・郵便の輸送モードと、ICSへの電子データ送信かマニュアルかの申告手段により、金額が定められています。当該費用により、システム運用コストのみならず、輸入に当たっての潜在的リスクから地域社会を守るためのコストが賄われるということになっています。港湾に設置されている、コンテナX線装置はその一例と言えるでしょう。



オーストラリア日本通運  
Nippon Express (Australia) Pty. Ltd.

すべては、物流を通して社会に貢献し、豊かな未来を創る、日本通運グループであるために。

連絡先: TEL(02)9669-5199 FAX(02)9669-6403

<http://www.nittsu.com.au/>